

開
知
新
編

九
十

4-134-6

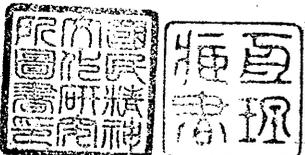
K110,28
1,5
8



開知新編港之九

東京

橋爪貫一 纂輯



英國自用品税取立方有無の事
英國中自用品の諸品ハ、總て無税たりと雖も、萬々
一自用品ノ事トセ、夥多の品物ト輸出セヨリ、
其段々本國の政府ヘウケ合テ、所置セヨリ、
又コンシユル以下の、附屬士官及ヒ商人等、右同
様の取斗セヨリ、其國在苗の公使ヘ懸合、其
品物ハ、運上所ヘ取上ヨリの法則アリ、



英國雇船の事

一バルク船

壹艘

但し三十噸積より、七十噸積までのもの、又一噸ハ我二百四十七貫八百目あり、故ル其大なる船ニ於テハ、海船同様に取扱ふといふ。

右の船と一日雇ふ賃銀ハ、六シリングより七シリング位より凡我金一三分二朱銀一匁五分あり由あり、

一ポイント船

壹艘

但十噸より二十噸迄を積む由あり、尤も之ハ帆を用ひざる川船あり、

右川船と一日雇ふ慶の賃銀ハ、五シリング

三我金又右の船と一週日七日間雇ふハ、其賃

銀一ホント三我金あり、若し之等ハ、通例の

法にて、商人等ハ借切といふとあり、概畧

路程に依り雇船とあり、其賃銀ハ、一噸の重さ

より一シリングより、ハシリング凡我銀

十三匁より、迄と拂ふ由あり、

一川蒸氣船

壹艘

期如新編

卷九

二

但し荷物より、二百噸と積の人員あれは
二百員位乗込とりふ

右と終日雇ふ片一ハ、其賃銀十ホントより、二
十ホント凡我金六十兩上迄あり、

一 川船 壹艘

但し、五六人乗り

右ハ、西洋一時帆船間ニシ、ルリ、ンク凡我金一
と定むる由あり、

一 蒸氣乗合船

右ハ、フラツキフラエル橋より、倫敦概まき一

人小付一ヘンス凡我銀七又倫敦橋よりクリ
ンウイツチキ、一人一付、四ヘンス凡我銀此
乗合船ハ人員五六十と乗まるとりふ、

英國港内各國船碇泊中取斗方の事

英國所領の地ニ於て、商賈とあり、る地ハ、ふし
と雖も、運上所の多し地へ、商船碇泊する片ハ、私
ニ通商する一ハ勿論、貿易品買入物等も、制禁さ
るも、右様の一あり片二ハ、其地の役人より傳
信機と以、申通し差圖と得て以て、取斗ひとあり、
尤も萬々一破船等より、欠乏品多く買入度申立

つれども、其地の役々附添て、買入方等とありと由
あり、
英國の諸港ハ、歐羅巴州中最も嚴重より、番人
も昼夜見廻り、別て夜中ハ、益々嚴ありとあり、
各國破泊の軍艦に於てハ、其舶の法則に随ふと
雖も商船に於てハ、何れも夜第九時より燈火と
消し、陸地小於てハ、萬点の燈火と照し、密商等の
不取締ふき様、精々心付る由あり、
波戸場の口々もハ、必は運上所と設け、國旗と建
て目標とし、前へ常小速望鏡とつけ置き、商船投

船より片二ハ、即時に士官一員、医師一員、端船と
以て商船へ来込、船主へ應對し、流行病の有無、其
他病人等多少や否と聞糺し、病者多ければ、医師
に直に歸港し、士官に荷物の出納へ封印とふし、
諸荷物陸揚の事も迄ハ、五日乃至十日多りとも
右船中、止て居る由あり、尤も此士官の食料等
ハ、都て船中より取贈ふ、又此者交代とあり、
隨意ありと雖も、船中と明け、
則り、
船中若し流行病等と煩ふ者、
片ハ即時に船

開新編 卷八

と三四里沖合へ出以規則あり、之ハ其土地へ流
行病等の傳染と防除と爲ふり
軍艦ハ高船とハ違ひ、港内ニ於ても尊敬し、商船
同様ニ、医師士官も入港次第乗込と雖も、時宜
小随ひ、食料ハ賄と受け、志々レ外國の軍艦不
れも、多分ハ其内のコンシニル、其港ニ居留せり
「故右の者等嚴越諸事と取扱ふとワム、
諸荷物等陸揚多陸卸とも、波戸場あふてハ、決て
相成さる規則あれとも、空船あれハ何きの地よ
り上陸せりも、随意ありとワム、

碇泊船乗込の者等、上陸しを萬々一乱妨と及ぶ
片又ハ、矢張居留人民等の乱妨、取押方又同レく、
時宜又寄てハ、手荒の所業とふし、取押とも、聊
ク差支ハなき由なり、

但し、仮令軍艦の水夫火焚等とも、同様の取
扱とありとワム、

和蘭國港内各國船碇泊中取斗方の事

軍艦商船とも入港せり片又ハ、水先案内の者と
乗込せりとも、勿論投錨次第来意尋問の爲ニ、士
官并又醫師と差違を等ハ、總て英吉利國同様の

規則あり、
商船にて荷物等と、残らばエンテレホット借へ
入る上ハ、差構ふ事なしと雖も、残荷物等ワラ
て、藏入をふさぐ、直ニ賣捌方を多ク船ハ、其船中
へ番兵をつけ置き、荷物困野の口々へハ、封印を
多し置、出入と検査也、
軍艦商船とも來意明ある時ハ、其船の乗組人数
等、上陸進歩多ク等随意あり、尤も仮令ハ、荷物等
ハ所持せしむも、波戸場よりハ、上陸する能なき
の法則あり、

軍艦に於てハ、港の運上ハふしと雖も、商船に於
てハ、一口スト就て、三十二セントを出し、ふ
り、
出港税よりふりのハ、別ニ無之と雖も、藏より船
へ荷物と積込む片ハ、必を改て乞ふ、又港内ニ於
て、他の船より、荷物を買受、自分船へ積込片ニハ
陸揚多藏入等ハふさぐと雖も、税銀と出たの規
則あり、
港内碇泊の時限ハ、六ウエーキ我四十と定む、此
時限と過ても出港せざる片ハ、定式の他ニ、税銀

と取立る規則ありと云ふ

佛國自用品税取立方有無の事

各國より差遣き公使の荷物ハ、府内に入ると并改
所ニ於て別段改さるる故、入税も又ある事あり
當國ニ於てハ、入税の事ニて輸出の税ハ、取立さ
るか故、自用品ニ至りてハ、素より税法之をきり
ありと云ふ、
輸入税の内たりとも差戻は税有り、仮令ハ羅織
ニ織立へき毛類と、他國より輸入する并ハ、空例
の税銀を取立、請取の證書と与へ置く事あり、扱

追て之と羅織ニ織上て、之と他國へ輸出する事
いと訴へ先々納まるる税銀の受取書と持参する
并ハ、之と證據とし、最前の税銀ハ、残りの差戻
は規則ある由あり、故に随て物價も下落をとい
ふ、

前條の法ハ、他國より数多の品物を輸入し、之と
此地より製作し、又他國へ夥く輸出する并ハ、商
買の道盛大なる趣意あり、如斯法と設多あり
とあり、

佛國運上所の事

佛國運上所の事

の片と、船中の積荷ハ、一切取揚るゝあり、又出帆レ、入港する所の船々より、別段手数料等と出さざるゝハ、一切あるゝと云ふ、

積荷ハ、入津次第商人等相對と以て取引とふレ、荷主、船主ハ、積荷の諸品賣捌次第、代金と受取て直子出帆ハ、買主の方とてハ、何等の品々と、買受多由と、運上所へ逐一届置き、右品々と、賣出は片と、至て、定式の輸入税と、買主より運上所へ納む、

但し輸入税ハ、荷主より差出は苦ありとも、荷

主、買主の相對と以て前文の如く、取扱ふといふ、

各港と於て、荷物と陸揚レ、エンテレホット借ハ入置てハ、引合する品々も、何れハ、速く賣捌方とありとも、若し至急と相手ある片と、ハ、差支るゝ故、荷物藏と取建置く者も、何れと、税銀に於てハ、賣上の上ありてハ、出さるゝと云ふ、仕出し場所よりの積荷の品書ハ、其地の在留コンシユル、奥印とあり法則ありとも、場所と寄り、在留のコンシユルなき地と於てハ、其政府より

他國在苗のコンシユルへ、商人取扱方々、燕々訛
し置く事多し故、左様多し場所より、仕出は荷物
品書の奥印ハ他國在苗のコンシユル、奥印とふ
はとゞふ、
軍艦商船の差別ふく、自用品の入税と取立と
ハ一切おしとゞふ

開知新編卷之九 畢

開知新編卷之十

東京

橋爪貫一 纂輯

葡國運上所の事

葡國^{ポルトガル}は於て貿易盛大あり、港四つあり、第一ハリス
ボン^{リスボン}、第二ハオポルト^{ポルト}、第三ハロウケラ^{ロウケラ}、第四ハセ
ーハル^{セーハル}あり、此内リスボン^{リスボン}の地ハ尤も商法盛大
にして、右商法と司るミニストル一人有り、之ハ
國産及び諸器械百工の工造をも總督は、又此
諸器械と司るセ子ラール一人、商買兵又國産

の事と扱ふ、セチラール一人けりて、之ハ又金銀
其他鑛業、田畑、農具等のトとも兼テトて、右兩
セチラールハ、兩局ニ別き、其局中ニ於テ、農業租
税のトとも議をとり、
輸入する諸物ニ於テハ、税納られし輸出する諸
物の税を、當今廢止しあり、之ハ自國ニテ、輸出税
と取立、他國先々ニ於テ輸入税と納る片ハ、諸物
品の價格外ニ増して、自國商買不景氣ニあり、隨
て國産等の捌方にも響くト故、益々何品ニ寄ら
ば、輸出税ハ、取立する規則と定多りとり、

當國ニ於テハ、煙草と乱りし賣買するト禁
り、
トイふ、其商人ハ、組合と定免、其内ニ引受人あ
つて、之を輸出する片ニハ、其者一と手りて買入
右の税ハ、商人方りて心得、賣主よりハ、別段税銀
と納り、又此税ハ、一個年間千萬フランク凡我
金百
三十三万三千三百三
十三兩一分銀五文 程ありとり、
輸出品の内、酒ハ尤も多分あり、多く輸出を
る片ハ、全國中の潤澤ニある事故、之又輸出の税
ハ取立するトあり、
租税中毛類ハ、尤も高料あり、りのスレて、一キロ

月口
二

カラム 凡我二百の量り、二十フランク 凡我金
 十分銀 又當る、之と織上多羅類ハ、一キロカラ
 ム 凡我二百 又付、三フランク 凡我金一分二程子
 り、又リン子 藤の織ハ、尤も下直は、一キロカ
 ラム 凡我二百 又付、四リース 凡我銀二位ありと
 港運上ハ、噸数 又寄て取立ると、尤も軍艦ハ、條
 約 又基きて、税銀ふしと、
 各國より 滞在する所の、ミニストル等、自用品を
 買入る、片ハ、何品 又寄らば、貨幣ミニストルへ

申達し、夫より 運上所へ達し、右の通り取計多る
 品々、税銀を取立する、又無汰 又諸品
 を買上る、片ハ、多々、ミニストルの自用品多り
 とも、定例の運上と取立るとあり、

葡國水先案内の事

當國 又於てハ、諸港とも 水先案内の爲、政府と
 り 船数 二十四艘を港の入口に備へ置き、外國船
 入津の片ハ、入港船よりの求、又拘らば乗出、尤
 も英吉利船等ハ、多分港内の浅深等をも、能く測
 量行届多る、一あれハ、之と断る、船行れハ、強そと

乗出さるる者、老し港内ニ於て、萬々一船の損傷を
受ける事あり、一切差構えさる事あり、又水先案
内の者、乗込居りて、萬一船の損傷を蒙る事あり、
政府より右の修復料ハ、悉く差出はしあり、
水先案内の賃銀ハ、一噸ニ付三フランク一凡我金
朱銀一分あり、尤も賃銀ハ、残らば政府へ納め、右水
先案内と勤る者等ハ、政府ニ於て人撰の上給料
と渡はしありとす。

和蘭國水先案内の事

恩^ス斯^ド爾^ル敦^ト和蘭^ノ都府^ノ水先案内ハ、英吉利國ニ同し

く、政府より命し置く事あり、之も又入港する船
々より、水先案内を乞ふも乞えざるも、水先賃銀
ハ差出を規則あり、又此賃銀ハ、一トンニ付、概畧
二百五十キユルテン^{凡我金七}の割合ありとす。

英國士農商差別の事

士官ニ進む者ハ、其技藝と學術ニ依り、相當の役
儀を、政府より命せられ、夫より衆人の建言^{カシ}ニ寄
り、追々事務執政ニ至る事あり、其子孫も
是れも、前同様士官多るものハ、技藝と學術ニ寄

る一故、全く無能無学たる者ハ、父祖の迹を襲ひ
士官小進む事能くば、去あう一一代士官を勤た
る家筋よりハ、其子孫中より多分ハ、學術に長し
る者出来しと、大概累世士官ある者多しと云ふ
士官の子孫より、無能ある者等より於てハ、平人
ある一ハ、勿論ある一ありとも、中より相應に學
術等も有りて、政府に於てハ、撰擧多しへき沙汰
有りても、其當人の存意より寄りて、平人ある一を
望む時ハ、其意よりせしめて、平人とあり、農商の何
れも屬するとも、隨意ありと云ふ、

士官あるものも、文官、武官の差別あり、一代限り
より、其當人小いも様の勤功軍績有りとも、子孫
の内小採用するも、其程の技藝、學術に長しある者
あればハ、世録の一ハ、一切あきりあり、
農商の内より、士官を命せられある者より、父母
養育等の為より、農商に歸し度旨と申立をハ、之又
望む任じりあり、
總て士官ある者ハ、人才、學術等に寄り、政府より
命せらるる一ありとも、農民、商人等より、妄り士官
官小進む事ハ、決て能くする法則ありとも、近年

追々弊政行はれ、農商多りとも、二百ポント金凡我
 兩位より士官の株式と求む者有り、尤も之ハ陸
 軍士官ふると、往々ある一あり、海軍士官より、絶
 て多し事あり、右ハ全く英吉利國ハ周圍海岸の
 一孤島あり、充分ハ海軍必心と尽し、陸軍の方
 ハ、自ら行届かざるに依り、前條の如き惡幣も起
 る一あり、
 海陸軍士官ともふ、ゆりきも兵卒より昇進さる
 一故、農商中志の有り徒ハ、右の兵卒株式と求む
 去れハ、公然と出来ざる由あり、故に農商より撰

舉さるる程の技藝等もふくむ、士官と志願者
 等ハ、多く兵卒の株式と買ひ求む由あり、
 農民商人の子弟より、少年より学校へ入る、諸術
 と修行する所ハ、人物と所能とに由り、學校の頭
 より、政府へ申立るる、或ハ衆人の評判より、士官
 と命せらるる者有り、尤も右子弟より、官録も望
 む、全く自己の嗜好より、學校に入り、學術と修行
 する者も有り、之等ハ其學術熟練し、政府より
 士官と命せらるる一あり、基より士官の望
 等あり者故、録する一も、差支ふしと有り、

學術と修行、右ハ士官ニ屬成多ク志行も
も貧窮ふして、其志と違多難き者なり、故ニ右等
と教導する救貧学校作り、之を政府、又ハ社中と
設多、修行の自在ニ行届様ふあり、故ニ此学校よ
り追々士官と命せらるる者も、まゝ少少に
り、然しおろろ先づ、貧民中より士官と命せら
るる程ニ、學問の熟達する者ハ、少しなり
農商より、身元中等以上の者の子弟ハ、銘々衣食
ハ勿論諸雜費等ニ至り迄、差出て修行を、救貧学
校の方ハ、衣食ハ更あり、諸事全ク、政府或ハ會社

中間の取まかふり、修行の十分ニ出来まは
るあり、
農民と商人とハ、自然の別なり、士官
より農商ニ歸する、當人の中立次第、いつ
ニ歸するも又随意ありと、
農民ハ、銘々所持の田畑より、年々地稅等ハ差出
せらる、耕作まゝハ禽獸等を蓄養する、
別段の差別もあらず、又政府より差構もなし、尤も
耕作せし物品を都府へ運送し、賣捌く、
稅銀と出はの規則あり、此稅銀收納方ハ、都

府へ輸入する諸物品と同様して、都府の入口の
品物改所行りて、之を改り、井、税銀を更立て、去る
う、農民して、直に都府へ持込、賣捌く者ハ、少
く、多くハ、商人へ引合て右商人の名目して、市街
へ持込税銀を納める故、農民より税銀を納るハ、
ハ、先づふき事あり、

農民田畑地税の、一ハ、概畧一萬フート、凡我一四
方して、一個年の地税、四百ホントより八百ホン
ト凡我二千四百兩より位あり尤も都府より遠隔
する所の地、或ハ土地の肥瘦に寄て、又地税の多

少莫大に違ふ場所あり、また地所の廣狹肥瘦に
拘りて、凡五百ホント、凡我百五十位して、購求せし
地所の税ハ、三十ホント、凡我九十位に當るとり、
農民所持の地所へ、作り立てる物を付るハ、何品不
ても、差構ふしと雖も、右作り立てる品、の、豊
凶に依て、諸物價は高低の差異あり、之に随て、
税銀の取立方も違ふ、故、何品ふても、一時賣捌
方宜しくても、片寄作立ても、共、格別の利益あり
あり、また、下故、農民等の作り立てる物ハ、就きも自
然平當の姿ある由あり、

商人ハ、都府其外いつをも、地面家作も自分も
 購求し、住居まゝのり、又ハ地主、家主等位
 り、右地面、家作等と、借受多て、住居し、商賣とま
 る者も、われも、政府に於て、何渡せとあはれも
 差構更事し、然しふか、酒屋及ハ珈琲店ハ、政府
 の免許を得られハ、開店も、能く、右ハ全く上
 下人民等、飲食の爲め、心志と乱し、勤務と惰ら
 ざる、様としての、従来の通法あれハ、ふり、然きも
 近年ハ、追々、最新官許を得し者等の出店あり
 唱へ、新規に珈琲店或ハ酒店等を開く者あり

農商のりも、差別ありと雖も、政府に於てハ、區
 別せ、年々、年未に至り、一度、戸籍を改め
 たり、是ハ、國中、人別の多寡ハ、明細にあり、不
 り、既し、倫敦ふし、近年の所と三四十年前、比
 較する、片ハ、三分の一も、人口増益志ありと

英國反射爐の事

英國レ、パレット、トホルス、フェネースと唱ふる
 反射爐ハ、ウレン地名、大砲鑄立所中より、其
 造法ハ、長さ十四フット、三インチ、凡我一丈四
 尺二寸四分、高



管より枝多出るより、自然蒸氣の用とあし蒸
 氣槌打器械の助多とあし、最大重量の鉄と容
 易に鍛練し、大に人力と省き、甚く便利なる一
 あり、
 及射煙の前面に鉄と出入する口あり、幅三フ
 ト、九インチ、高さ三フット、六インチ
 三ハカ、此口より、鉄蓋と鎖し、鉄の釣具の
 分銅と仕掛多を、開閉と自在とあし、又次に石炭
 と入り、為し、幅三フット、高さ一フット
 一の口あり、又前より、石炭の入り安き為し、長さ

三フット、九インチ、高さ三
 分、横二フット、九
 鉄の棚とかけあり、

開知新編卷之十

開知新編 卷十

